

平成 19 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社タカトリ  
代 表 者 名 代表取締役社長 駒井 幸三  
(コード番号 6338 大証二部)  
問 合 せ 先 執行役員管理本部長  
大西 正純  
(TEL 0744-24-8580)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 14 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の議案を、平成 19 年 12 月 21 日開催予定の第 51 期当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な者による当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を導入することが、必要であると考えております。

会社法におきましては、当社のように取締役会設置会社では取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当てをすることが可能とされております(会社法第 278 条第 3 項本文)。しかしながら、当社取締役会は、本対応策の一環として新株予約権の無償割当てを行うに際しては、取締役会決議のみをもって行うのではなく、株主のみなさまの意思に基づいて行うため、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定めた上で当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①及び②の方法によることが可能となるように、根拠規定として変更案第 13 条を追加させていただくものであります。また、新株予約権の無償割当てが行われ、新株予約権が行使される場合または当社が新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、最大で当社の発行済株式総数と同数の株式が新たに発行されることとなりますので、これに備えて、定款第 6 条を変更

し、発行可能株式総数を増加するものであります。

(注)本対応策の具体的な内容等、詳細につきましては、本日付で別途開示しております。「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご参照ください。

## 2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,200 万株</u> とする	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は <u>1,700 万株</u> とする
(新設)	( <u>新株予約権無償割当ての決定機関</u> ) 第 13 条 当社は、 <u>新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u>
第 3 章 株主総会 (招集) 第 <u>13</u> 条 (条文省略) ～ (配当金の除斥期間等) 第 <u>35</u> 条 (条文省略)	第 3 章 株主総会 (招集) 第 <u>14</u> 条 (現行どおり) ～ (配当金の除斥期間等) 第 <u>36</u> 条 (現行どおり)

以 上